

## 新旧対照表

### 1. カードローン Back Up 規定

変更後	変更前
<p>第1条（取引方法）</p> <p>1. カードローン Back Up 契約における当座貸越取引（以下「この契約」といいます。）においては、カードローン通帳および借主名義カードローン指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に付帯したキャッシュカード、Harmonica、もしくは新規申込時に銀行が発行する Back Up カード（以下、「各種カード」といいます。）を使用します。</p>	<p>第1条（取引方法）</p> <p>1. カードローン Back Up 契約における当座貸越取引（以下「この契約」といいます。）においては、カードローン通帳および借主名義カードローン指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）の Back Up カード（以下「カード」といいます。）を使用します。</p>
<p>第5条（契約期限）</p> <p>3. 銀行が期間の延長をしない旨の申出をした場合は次によります。</p> <p>①カードローン通帳は銀行に返却します。</p> <p>②Back Up カードを使用している場合、銀行に返却します。</p> <p>③取引期限の翌日以降、借主はこの取引による当座貸越は受けないものとします。</p> <p>④当座貸越元利金がある場合は、取引期限までに当座貸越元利金全額を返済するものとします。</p> <p>⑤取引期限に当座貸越元利金がない場合は、取引期限の翌日に、この取引は当然に解除されるものとします。</p>	<p>第5条（契約期限）</p> <p>3. 銀行が期間の延長をしない旨の申出をした場合は次によります。</p> <p>①カードおよびカードローン通帳は銀行に返却します。</p> <p>②取引期限の翌日以降、借主はこの取引による当座貸越は受けないものとします。</p> <p>③当座貸越元利金がある場合は、取引期限までに当座貸越元利金全額を返済するものとします。</p> <p>④取引期限に当座貸越元利金がない場合は、取引期限の翌日に、この取引は当然に解除されるものとします。</p>
<p>第7条（随時返済）</p> <p>4. 随時の返済は当行営業店窓口へ申し込む方法、または現金自動預入引出機においてカードローン通帳もしくは各種カードを挿入し現金を入金することにより手続きを行うものとします。</p>	<p>第7条（随時返済）</p> <p>4. 随時の返済は当行営業店窓口へ申し込む方法、または現金自動預入引出機においてカードローン通帳もしくはカードを挿入し現金を入金することにより手続きを行うものとします。</p>
<p>第11条（解約・中止）</p> <p>4. 前三項によりこの契約が解約されたときには、借主は、直ちにカードローン通帳および Back Up カードを使用している場合は Back Up カードを銀行に返却し、貸越元利金を支払います。</p>	<p>第11条（解約・中止）</p> <p>4. 前三項によりこの契約が解約されたときには、借主は、直ちにカードおよびカードローン通帳を銀行に返却し、貸越元利金を支払います。</p>
<p>第15条（代り証書等の差入れ、印鑑照合等）</p> <p>3. 各種カードをなくしたときは、直ちに書面によ</p>	<p>第15条（代り証書等の差入れ、印鑑照合等）</p> <p>3. カードをなくしたときは、直ちに書面によって</p>

<p>って銀行に届出るものとしします。この届出前に生じた損害については銀行は責任を負わないものとしします。</p>	<p>銀行に届出るものとしします。この届出前に生じた損害については銀行は責任を負わないものとしします。</p>
---	---

2. キャッシュカード利用に関する特約

変更後	変更前
<p>カードローン契約書にもとづき<b>キャッシュカード、Harmonica、もしくは Back Up カード</b>（以下、「<b>各種カード</b>」といいます。）を利用する場合は、「キャッシュカード規定」によるほか、次により取扱います。</p> <p>①<b>各種カード</b>での引出は普通預金（総合口座取引を含む）のほか、当座貸越金も普通預金と同様な方法で利用することができます。</p>	<p>カードローン契約書にもとづきカードを利用する場合は、「キャッシュカード規定」によるほか、次により取扱います。</p> <p>①カードでの引出は普通預金（総合口座取引を含む）のほか、当座貸越金も普通預金と同様な方法で利用することができます。</p>